

令和7年度 羽生市就学援助費支給対象経費及び支給額

経費	内容	区分	支給額
1 学用品費	児童等の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品の購入費	小学校	11,630円
		中学校	22,730円
2 通学用品費	第1学年の者を除く児童等が通学のために通常必要とする通学用品の購入費	小学校	2,270円
		中学校	
3 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	児童等が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	小学校	1,600円
		中学校	2,310円
4 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	児童等が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	小学校	3,690円
		中学校	6,210円
5 新入学児童生徒学用品費等	入学する児童等が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	小学校	57,060円
		中学校	63,000円
6 修学旅行費	修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金	小学校	22,690円
		中学校	60,910円
7 医療費	学校保健安全法第24条の規定による疾病の治療に要する経費	小学校	全額
		中学校	
8 学校給食費	児童等の学校給食に要する食費	小学校	45,100円
		中学校	53,900円
9 校外学習スキー用具借上料	生徒の校外学習スキー用具借上げに要する経費	中学校	5,700円
10 生徒会費	生徒会活動に要する経費	中学校	2,400円
11 卒業アルバム代等	卒業アルバム代及び卒業記念写真代の購入費	小学校	11,000円
		中学校	10,000円
12 オンライン学習通信費	ICT（情報通信技術）を活用した教育に係る通信費	小学校	15,000円
		中学校	

備考 3の項、4の項、6の項、8の項、9の項及び10の項については、支給額の欄の金額を上限として実費を支払うものとする。